

介護保険料負担限度額認定証 の申請手続きについて

介護保険

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）や、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階の自己負担限度額が設けられています。認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには申請が必要です。

◎昨年度認定を受けた方も、再度申請が必要です

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年（令和4年7月31日まで）となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要となりますので、お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。

■ 基準費用額（施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額）

利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

※1日あたり

- ▶ **居住費**…ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円
従来型個室1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
多床室377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- ▶ **食費**…1,445円

■ 自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3 段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3 段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、
預貯金等が右記の金額を超える場合

- ・第1段階 / 単身 1,000万円、夫婦2,000万円
- ・第2段階 / 単身 650万円、夫婦1,650万円
- ・第3段階① / 単身 550万円、夫婦1,550万円
- ・第3段階② / 単身 500万円、夫婦1,500万円